

# 岩見沢市有明交流プラザ条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、有明交流プラザの使用料の改定を行う。

## 第2 改正の内容

有明交流プラザの使用料を改正する。

## 第3 施行期日

令和8年4月1日

## 岩見沢市条例第55号

岩見沢市有明交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

### 岩見沢市有明交流プラザ条例の一部を改正する条例

岩見沢市有明交流プラザ条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第5条、第7条、第19条関係）

#### 使用料

区分	1日につき	半日につき
センターホール	5,600円	2,800円
市民ギャラリーA	4,600円	2,300円
市民ギャラリーB	2,920円	1,460円

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市有明交流プラザ条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。